



第57回 日本植物生理学会年会

第57回日本植物生理学会年会期間中における保育室のご案内

第57回日本植物生理学会年会では期間中に保育室を設置します。年会委員会が窓口となり民間会社(すまいるマミィ)に委託し、保育士・幼稚園教諭の有資格者とベビーシッターの養成講座修了生が保育を行います

利用時の詳細につきましては以下の案内文を必ずご一読、ご確認ください。

保育室利用案内

■ご利用資格

- ・年会の参加者を保護者とするお子さま(6ヶ月以上～小学校入学まで)
※上記以外のお子さまにつきましては別途ご相談ください

■申込方法

1. 利用申込み

- ・利用申込みの受付を始めますが、準備の関係上、保育室利用は事前予約(既に終了)された方が優先となります
- ・予約なしで申込みをされた場合、お引き受けできない場合もありますのでご了承下さい
- ・利用申込み:「保育室利用申込書」に必要事項をご記入のうえ2016年2月26日(金)までにメールまたはFAXにてお申し込みください(出来るだけメールでお願いいたします)

2. キャンセル

- ・事前予約、利用申込み後にキャンセルする場合はできるだけ早めにご連絡ください

■お預かりまでの流れ

- ・岩手大学学生センター棟内でお預かりいたします
- ・最初のお預かり時に「保育同意書」を提出していただきます。こちら側からは、お迎え時に必要となります「おむかえカード」を発行いたします

■開設日時(懇親会等は含まれません)

- 2016年3月18日:8:30～19:00(10時間半)
- 3月19日:8:30～18:30(10時間)
- 3月20日:8:30～16:00(7時間半)

■保育料金

- ・保育料は全額を年会委員会が負担しますので、利用者の負担はありません

■託児中のこどもの事故について(保険)

・財団法人女性労働協会のグループ保険に加入しています。保険内容は、こども傷害保険と提供会員賠償責任保険です

・保険内容については、別紙資料「保育時における保険内容」をご確認ください。これ以上の内容を希望される場合は、依頼者様の方で他の保険にもご加入ください

■緊急時の呼び出し

- ・けが、発熱、その他不測の事態が生じた場合、原則、保護者様にご対応をお願いしています
- ・当日の確実な緊急連絡先(携帯番号)は必ず「保育室利用申込書」にご記入ください
- ・当日緊急時の連絡体制は、原則託児室からの直接連絡となります。万が一保護者様と連絡がとれない場合は、お子様を医療機関にお連れする場合がございますので、ご了承下さい

■その他

・1人のシッターが保育することも数の目安ですが、0～1才児:1人、2～3才児:2人、4歳児以上:2～3人、となります

※長時間を安全に託児するため、一部交替をさせて頂く場合があります

・お子様の調子により、当日、急にキャンセルが必要な場合もあるかと思えます。「保育室申請利用書」を提出していただいた後、当日の保育関係に関する連絡先(担当者の携帯番号を予定)をお知らせいたします。当日の急な予定変更の場合でも、必ず連絡をください

■お問い合わせ先

第57回日本植物生理学会年会委員会事務局

〒602-8048 京都市上京区下立売小川東入ル 中西印刷株式会社学会フォーラム内

TEL: 075-415-3661 FAX: 075-415-3662

E-mail: jspp2016@nacos.com

保育室利用時のお願いなど

■お預かり

- ・お預けの前に必ずお手洗いをお済ませください
- ・お預かりの際にお迎え時に必要となります、「おむかえカード」を発行いたします
- ・お子さまの健康状態でご心配なことがあれば、事前にご相談ください

■保護者の方に準備していただく物

◎保育同意書

◎持ち物(名前を記入し、なるべくひとつの荷物にまとめてご持参下さい)

- ・着替え一式
- ・お弁当(保護者と一緒に摂らない場合)※冷蔵庫や電子レンジはありません
- ・お食事用備品(スプーンやフォーク、エプロン等必要なお子様)
※紙コップの使用が難しい場合、マグやコップをお持ち下さい
- ・飲み物(多めにお願いします)
- ・おやつ(一日一回分)
- ・ミルクを飲むお子様…ミルク・哺乳瓶(必要回数分)
- ・おむつ利用のお子様…おむつ・おしりふき・汚れ物袋等

※お子様により外(大学構内)で遊ぶ場合もあります。会期は3月中旬ですが、おそらく路肩には雪が残っていますし、まれに、大雪が降る場合もあります。濡れる可能性もありますので、着替えは多めをお願いいたします(利用申請書に、お預かり時の外遊び可否の欄があります)

■お迎え

- ・お預けとお迎えは原則として同じ方にお越しいただきます。お渡しした「おむかえカード」を必ずご持参ください
- ・お預かりとお迎えに違う方が来られる場合には、必ずお預け時にお迎えに来られる方の「氏名」「住所」「ご所属」をお申し出ください。お申し出が無い場合にはお引渡しが出来ない場合もございますことを理解ください
- ・お迎え予定時刻より30分経過しても保護者と連絡が取れない場合は緊急連絡先へご連絡差し上げますことをご了承ください

■お食事

- ・保育室では調理は一切行いません
- ・原則としてお持込みいただいたものだけをお子さまに召し上がっていただきます。この事により、万が一食中毒や体調不良が生じた場合につきましては一切責任を負いかねますので、予め

ご了承くださいますようお願い申し上げます。

■その他のご注意など

- ・お迎えの時間は厳守をお願いいたします
- ・アレルギー、喘息等の持病により、食べ物や運動に制限のあるお子様は、受付の際に必ずお申し出下さい
- ・熱のあるお子様やケガをされているお子様は、お預かりいたしかねます
- ・子供同士のトラブル・不可抗力によるケガにつきましては、責任を負いかねる場合がございます
- ・学校法定伝染病等の場合には、原則として託児をお断りいたします

保育室利用申込書

ご記入日 平成 年 月 日

お子さま	フリガナ 氏名	男・女	歳 月 日 (H 年 月 日生)	
ご依頼者	フリガナ 氏名	続柄	緊急連絡先 (携帯電話)	
	住所 (〒 -)			
	TEL	FAX		
ご利用 日時等	日 時			参加会場 (ご依頼者)
	月 日 ()	時 分	～ 時 分	
	月 日 ()	時 分	～ 時 分	
	月 日 ()	時 分	～ 時 分	
	月 日 ()	時 分	～ 時 分	
	月 日 ()	時 分	～ 時 分	
アレルギー 既往症など				
ミルク・母乳 離乳食など	<ミルク> 1回 CC (時間おき) <母乳> (時間おき) <離乳食> 時頃			
排泄 使用トイレ	おむつ トレーニング中 パンツ 一人でできる できない 声をかける トイレについて…和式・洋式・どちらでも ()			
普段の体温	度			
お昼寝	有・無	有の場合 時頃から (時間くらい)		
好きな遊び 物など			お預かり時の 外あそび	可・否
日常の保育	家庭で保育 ・ 集団保育 ・ その他 ()			
連絡事項	(性格・行動の特記事項・気を付けてほしい事など)			

【個人情報の取り扱いについて】

※ご記入いただく情報につきましては、託児業務の基本情報として収集させていただきます。
上記の業務範囲を超えての使用は一切致しません。また、削除変更等のお申し出も対応させていただきます。

保育同意書

当ベビーシッタークラブ すまいるマミーでは、ご依頼者様の意に基づき、誠心誠意
お子さまのお世話をさせていただきます。

当会では、原則として重い病気のお子さまはお預かりすることができません。また、
楽しく安全に保育するために、お子さまの体調等については、私どもに詳しくご報告い
たいただきますようお願い申し上げます。

なお、当会では万が一のため、保険に加入いたしておりますが、補償につきましてはは
保険会社の規定による範囲内となります。また、報告漏れがあった場合や不可抗力によ
るけが、事故については、責任を負いかねますのでご了承願います。

上記事項を確認したうえで、私は、平成 年 月 日から 月 日まで、
ベビーシッタークラブ すまいるマミーの託児を利用します。

平成 年 月 日

ベビーシッタークラブ すまいるマミー 殿

住所

保護者氏名

印

ベビーシッタークラブ すまいるマミー

(財)女性労働協会グループ保険

三井海上火災保険 (有)

代理店 (有) O M T

担当 室谷 和代

電話: 03-5765-6394

FAX: 03-5765-6395

「グループ保険内容」

この保険は、グループの活動中に提供会員本人や、預かった子ども・要介護者がケガをした場合（傷害事故）、他人にケガをさせてしまった、他人の所有物を壊してしまった（賠償事故）のような場合に適用されます。

加入はグループ単位です。

提供会員傷害保険、子ども・要介護者傷害保険

グループ活動中に提供会員本人や、預かった子ども・要介護者がケガをした場合に補償されるものです。

※「ケガ」とは、急激かつ偶然な、外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

①補償内容

保険金の種類	お支払いする場合	お支払い方法	保険金額 (1名あたり)
死亡保険金	事故によるケガ※のため、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	300万円
後遺障害保険金	事故によるケガ※のため、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。	(最高) 300万円
入院保険金	事故によるケガ※の治療のため、病院または診療所に入院(入院に準ずる状態を含みます)され、平常の生活または仕事ができない場合。	[入院保険金日額]×[入院日数]をお支払いします。 (注)事故の日からその日を含めて180日がお支払いの限度となります。	3,000円 (日額)
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ※の治療のために、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合。	[入院保険金日額]×[手術の種類]に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍40倍)をお支払いします。 (注)1回の事故につき、1回の手術に限ります。	3・6・12万円
通院保険金	事故によるケガ※のため、平常の生活または仕事に支障が生じ、通院(医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、治療を受けることをいいます。また、往診も含みます。)される場合。	[通院保険金日額]×[通院日数]をお支払いします。 (注)事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。	2,000円 (日額)

②保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意、自殺行為、犯罪行為や闘争行為(ケンカ)によってこうむったケガ
 - ・酒酔い運転や無資格運転、麻薬等を使用して運転中のケガ
 - ・被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
 - ・地震、噴火、津波、戦争・暴動によるケガ
 - ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で高く症状のないもの
 - ・細菌性食中毒「危険な運動」を行っている間のケガ
- など

提供会員賠償責任保険

グループの活動中に他人にケガをさせてしまった、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

①補償内容

保険金の種類	お支払いする場合・お支払い方法	保険金額 (1名あたり)
対人賠償	グループの活動中に、第三者にケガをさせ、法律上の賠償責任を負った場合、お支払い限度額を限度に、損害賠償金、訴訟費用をお支払いします。	2億円/1名 5億円/1事故
対物賠償	グループの活動中に、第三者のものを壊し、法律上の賠償責任を負った場合、お支払い限度額を限度に、損害賠償金、訴訟費用をお支払いします。	500万円/ 1事故

②保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 故意による事故
 - ・ 自動車者・原付バイクの所有、使用または管理に起因する事故
 - ・ 親族間の賠償事故
 - ・ 地震、噴火、津波、などの天災に起因する損害賠償責任
 - ・ 預かっていた他人の財物についての賠償責任
- など